富士川町地域おこし協力隊 募集要項

1 地域おこし協力隊員の受入事業者

株式会社ふじかわまちづくり公社では、ドローンを活用した観光客誘致や地域産品のPRに取り組む地域おこし協力隊員を募集します。

2 活動内容

- (1) 町内での観光活動
- (2) 活動に必要な技術及び資格、知識の習得
- (3) 町内外での観光活動(観光関係イベントへの参加など)
- (4) SNS やドローン撮影等を用いた本町の観光に関する情報発信
- (5) ドローンを活用したビジネスマッチングに関する活動
- (6) 富士川町場外離発着場に関する活動
- (7) 特産品の研究・開発、ふるさと納税に関する活動
- 3 募集人数

1名

4 受入事業者が求める人物像

- (1) 明るく元気な方、コミュニケーションが得意な方
- (2) ドローンの操縦ができる方(国家資格、民間資格があるとなお可)、活動内容の経験者であればなお可。経験者でなくても、得意とする方の応募を歓迎
- (3) 活動しながら、地域等の魅力を SNS などを通して町内外に発信していただくことを 希望

5 応募資格

次の全ての要件を満たす方とします。

(1) 次のア〜ウのいずれかに該当する方のうち、地域おこし協力隊員に委嘱された後、速やかに本町鰍沢地区へ生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方ア条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に指定された地域をいう。以下同じ。)を有する市町村以外の市町村から生活の拠点を本町へ移し、住民票を異動させる者又は一部の地域が条件不利地域である地域(以下「一部条件不利地域」という。)を有する市町村の条件不利区域(一部条件不利地域のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により過疎地域とみなされる区域、山村振興法、離島振興法又は半島振興法に指定された地域をいう。)以外の区域から生活の拠点を本町へ移し、住民票を異動させる者。ただし、3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知

県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。)以外の市町村又は区域(政令指定都市を除く。)から異動する場合は、鰍沢区域に生活の拠点を移し、住民票を異動させる者に限る。

- イ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 16 条に規定する欠 格条件に該当しない者
- ウ 心身が健康な状態で、意欲と情熱を持ち積極的かつ誠実に活動できる
- (2) 普通自動車運転免許を取得している方又は着任までに取得することが可能である方 (AT限定 可)
- (3) 地域おこし協力隊の活動期間終了時に本町において就業又は起業し、定住する意欲のある方

7 申込受付期間

令和7年7月25日(金) 午後5時まで

- ※ 定員に達しない場合、申込受付期間を延長し、随時受付選考を行い、採用が決定次第、 募集を終了します。
- 8 応募手続及び選考方法
 - (1) 書類審査
 - (2) 面接審査(最終審査)
- 9 雇用形態及び委嘱期間
 - (1) 株式会社ふじかわまちづくり公社が雇用し、富士川町長が地域おこし協力隊員に委嘱します。
 - (2) 委嘱期間は年度ごとに更新し、最長3年間とします。

10 賃金

- (1)月額 266,600 円
- ※ 活動日数が月に20日に満たない時は、1日あたり13,300円の日割り計算によって支給
- ※ 個人で国民健康保険、国民年金に加入していただきます。

11 勤務時間等

(2) 勤務日数

原則週5日間(概ね月曜日から金曜日までの5日間としますが、活動の内容によっては休日に従事していただく場合があります。

(3) 勤務時間

休憩時間は1時間で、勤務時間前後に時間外勤務をしていただく場合があります。 午前8時30分~午後5時15分

12 勤務場所

株式会社ふじかわまちづくり公社(富士川町鰍沢 1639-1)

13 待遇·福利厚生等

- (1) 原則として車両燃料や消耗品等、活動期間中活動のために必要な経費は予算の範囲内で補助します。
- (2) 本町に赴任する際の費用は、自己負担とします。

14 問い合せ先

〒400-0601 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢 1639-1 株式会社ふじかわまちづくり公社(担当 海野) TEL 0556-20-8088/FAX 0556-20-8089